平成２２年（フ）第７９６号
愛知県刈谷市末広町３丁目12番地１　鈴木アパート１－２号、旧住所愛知県豊橋市多米中町２丁目28番地５　104
債務者　伊藤　　勲
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
青森県五所川原市大字原子字山元45番地１
債務者　阿部　健治
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
青森県五所川原市字下平井町139番地１
債務者　成田　　忠
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
青森県つがる市木造若緑87番地12
債務者　齋藤　尋人
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１９３４２号
千葉県船橋市上山町３丁目561―17
債務者　菊池　達矢
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３９８号
東京都足立区大谷田５丁目15―４―101
債務者　寺倉マリアネニータこと　テラクラ　マリア　ネニータ　マグノ
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４４５号
東京都台東区入谷２丁目17―１―301
債務者　大賀ミツエ
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４７６号
東京都江東区大島６丁目１－４―604
債務者　飯塚紘之助
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４７７号
東京都江東区大島６丁目１－４―604
債務者　飯塚　綾子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５０５号
埼玉県春日部市米島998―12―101
債務者　宮崎　静香
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５２２号
東京都荒川区荒川６丁目25―４―101
債務者　浅野　広和
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５２３号
東京都新宿区弁天町163―102
債務者　古山　常信
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６０２号
東京都板橋区蓮根２丁目28―１―804
債務者　花田キミ子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６０９号
東京都八王子市大和田町１丁目１－５―206
債務者　堀　　静子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６１０号
東京都葛飾区東金町３丁目28―12―103
債務者　中澤　勝行
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部